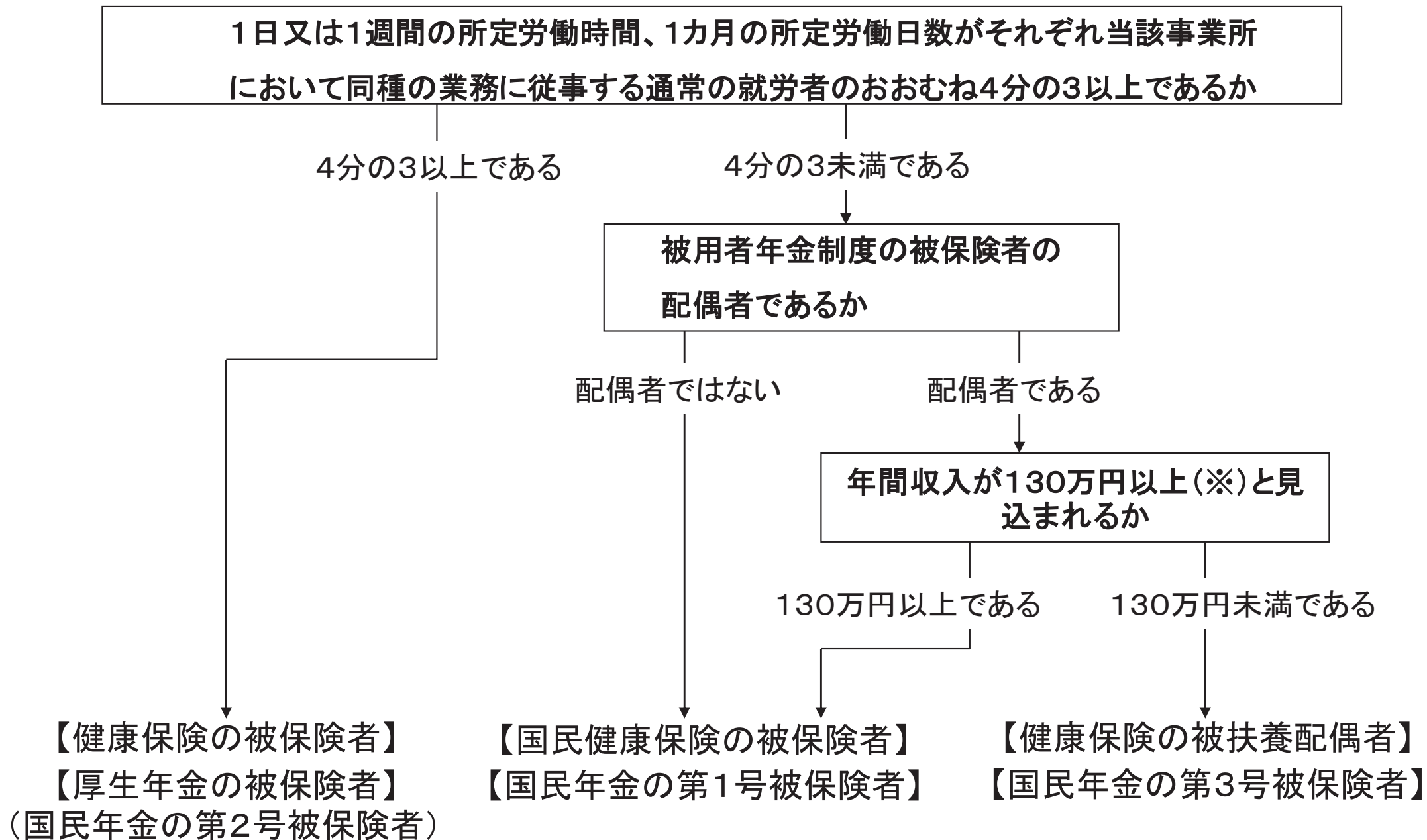
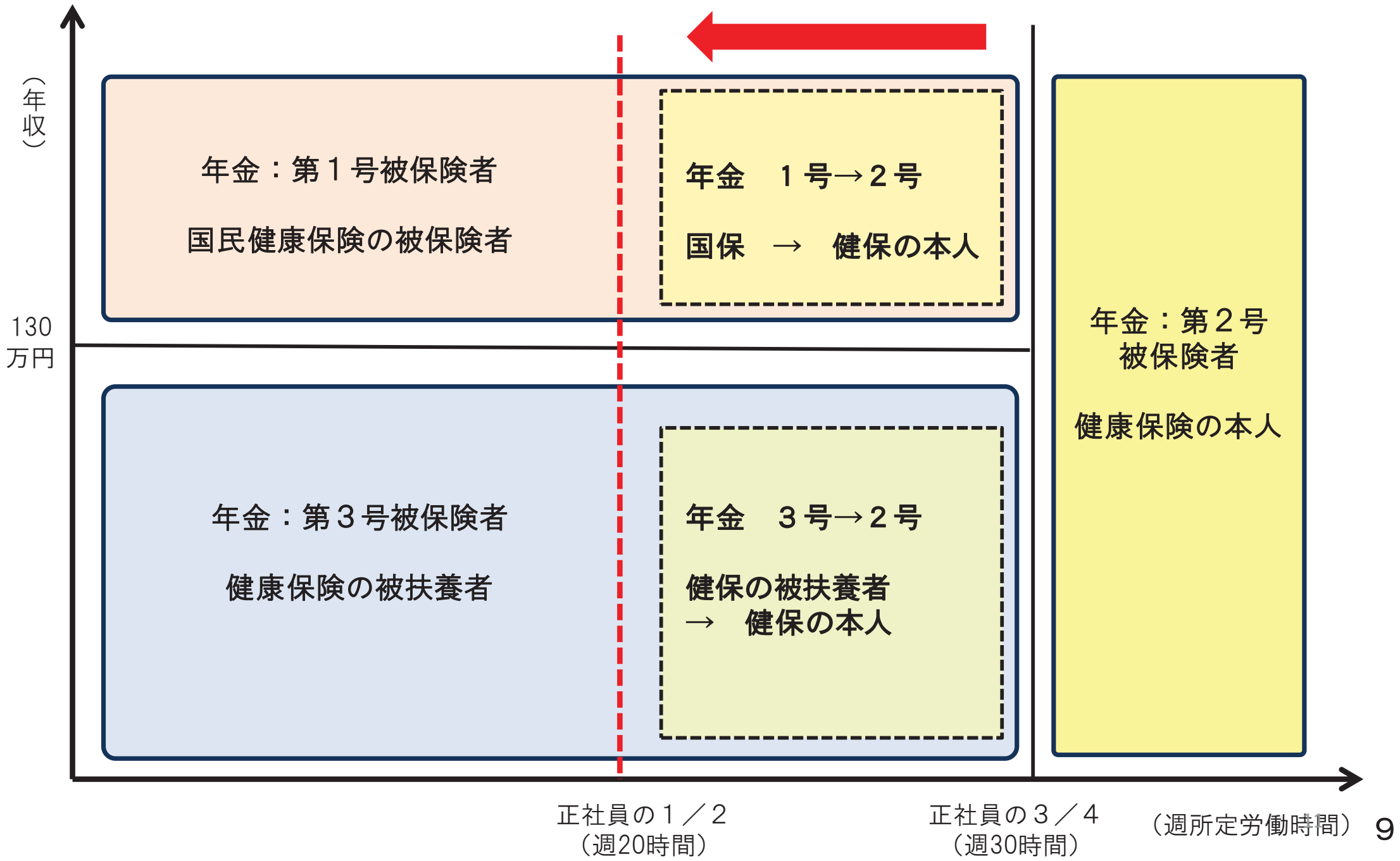


## Ⅱ. 短時間労働者に対する 厚生年金・健康保険の適用拡大について



※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等経費を要するものについては必要経費控除後)。

# 現在の適用の要件、適用拡大で加入する制度の変化

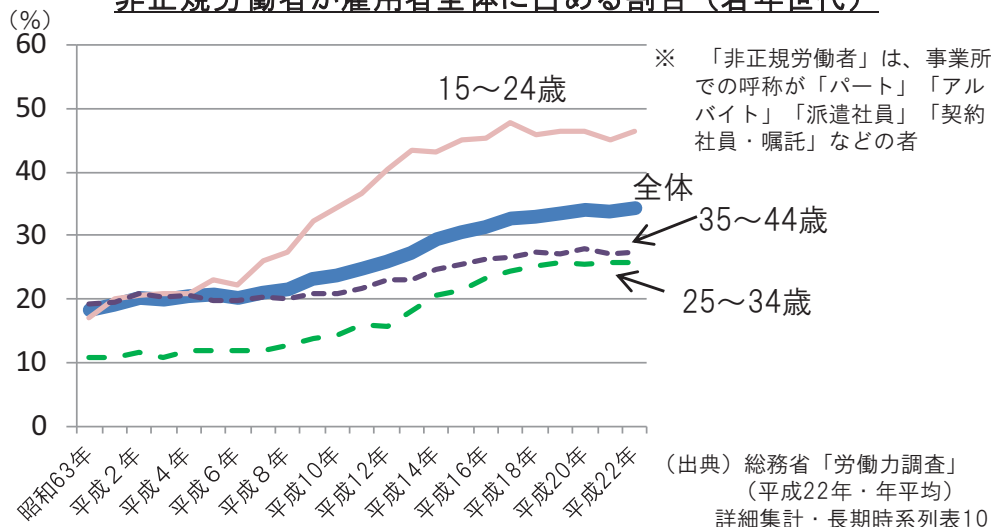


# 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大について

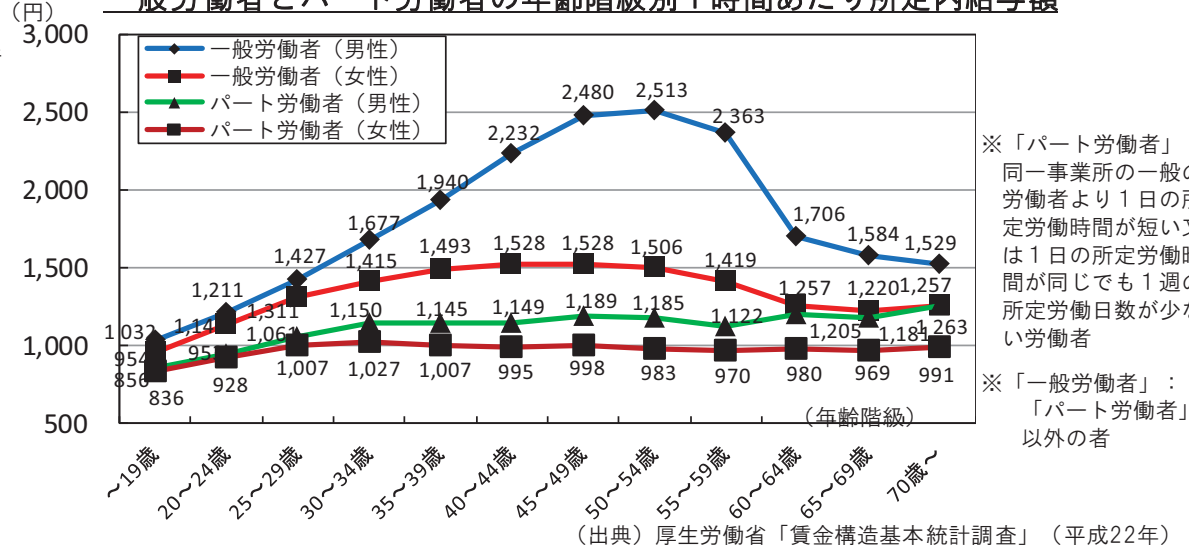
## 《現状①：非正規労働者が増えている》

- 企業間の競争激化を背景に、若年者を中心に非正規労働者が増加する一方で、正規労働者への転換は進んでいない。
- 非正規労働者は、一般労働者に比して賃金が低くなる（年齢が上がっても給与は上がらない）傾向にある。

非正規労働者が雇用者全体に占める割合（若年世代）



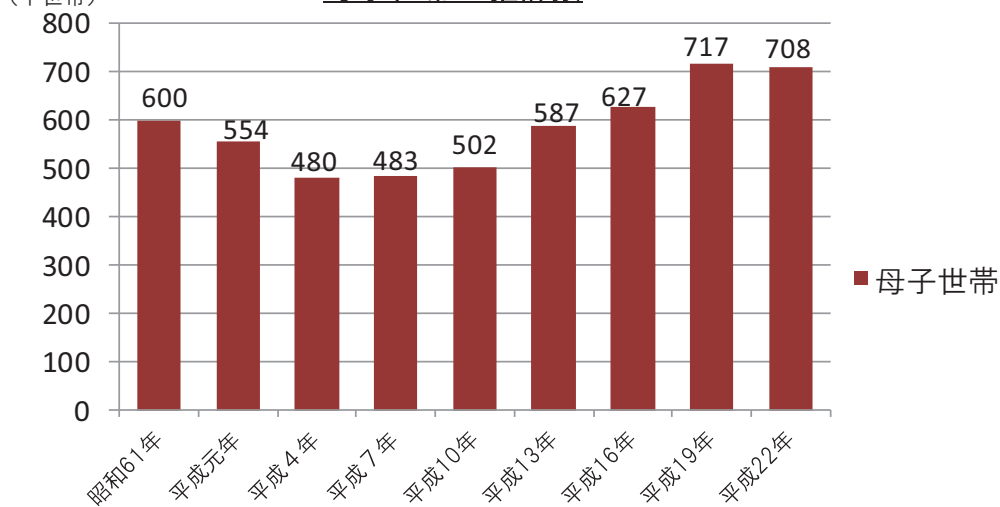
一般労働者とパート労働者の年齢階級別1時間あたり所定内給与額



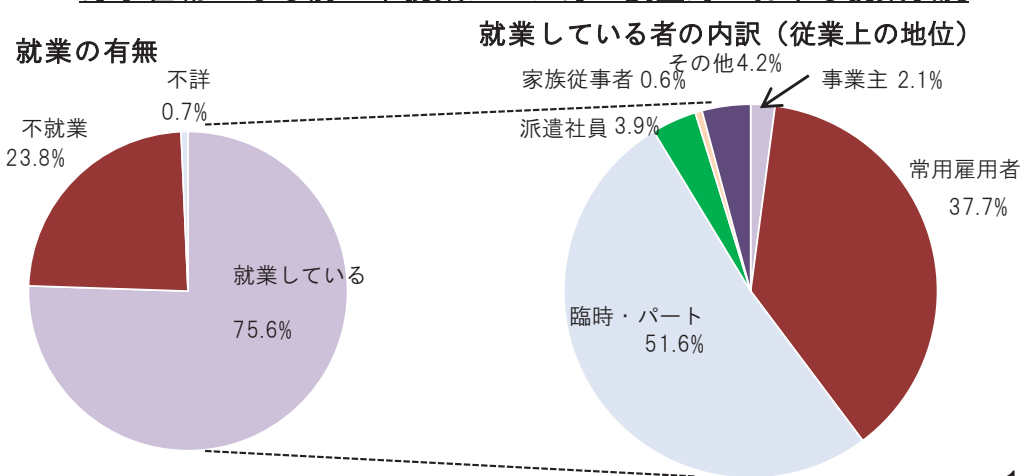
## 《現状②：母子世帯も増えており、多くが非正規労働に従事している》

- 離婚などで単身（母子家庭）となった女性も増加している。特に一度退職した女性が正規労働に就くことは困難。多くが臨時・パートといった非正規労働に従事している。

母子世帯の推計数



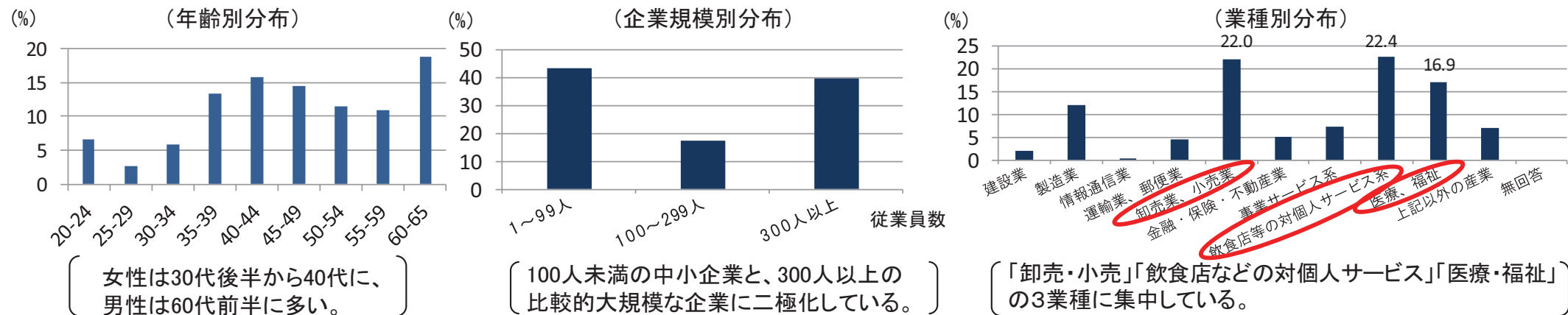
母子世帯になる前に不就業だった母の調査時における就業状況



### 《現状③：週労働時間30時間未満の非正規労働者は社会保険が適用されていない》

- 短時間労働者は約1400万人。うち週の所定労働時間が30時間以上の者は既に厚生年金・健康保険に加入。  
(※) 雇用保険では、週の所定労働時間が20時間以上の者も雇用保険に加入。
- 週の所定労働時間が20時間～30時間の者は約400万人。企業規模や業種により偏りがある。

労働時間が20～30時間の労働者の分布



### 《現状④：現役時代の所得の格差が老後に持ちこされてしまうおそれ》

- 非正規労働者は、厚年・健保の適用にならない方も多く、被扶養配偶者でなければ、国民年金や国保に加入。一般労働者に比べて賃金が低い非正規労働者にとって、国民年金保険料の負担感は重い。

※平成21年時点で、国民年金の第1号被保険者の約4割、国保の被保険者の約3割を「被用者」が占めている。

- 老後には稼得能力を喪失する被用者にとって、基礎年金だけでは老後生活を送るのに十分ではない。また、パート労働者は賃金も低く、公的年金以外に自ら老後に備えることも困難。

#### 《国民年金第1号被保険者の状況》

	H11年調査	H14年調査	H17年調査	H20年調査
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自営業主	22.6%	17.8%	17.7%	15.9%
家族従業者	11.3%	10.1%	10.5%	10.3%
常用雇用	9.8%	10.6%	12.1%	13.3%
臨時・パート	16.6%	21.0%	24.9%	26.1%
無職	34.9%	34.7%	31.2%	30.6%
不詳	4.8%	5.7%	3.6%	3.8%

- 国民年金第1号被保険者のうち約4割(39.4%)が、常用雇用及び臨時・パートの者で占められている。
- 平成11年からの推移をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合が上昇し、自営業者の割合が低下している。

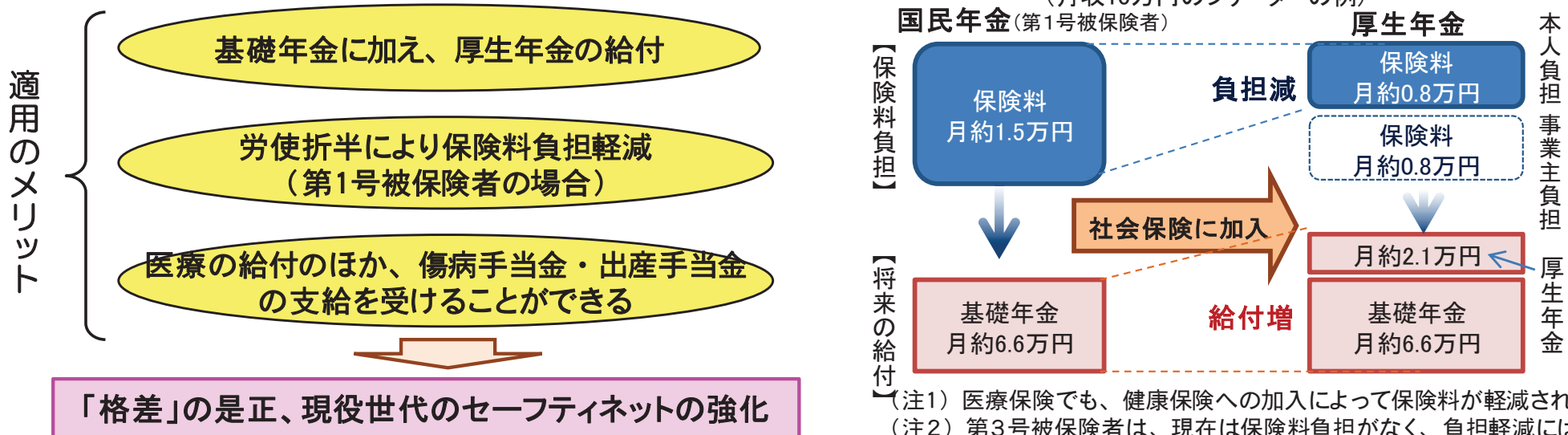
「常用雇用」正社員の他に、雇用者であって1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者をいう。

「臨時・パート」自営業者・雇用者以外の就業者をいう。登録社員や派遣社員などのフルタイムでない雇用者や、家庭教師のアルバイト、内職などが該当。



### 《見直しの考え方：格差の是正、現役世代のセーフティネットの強化》

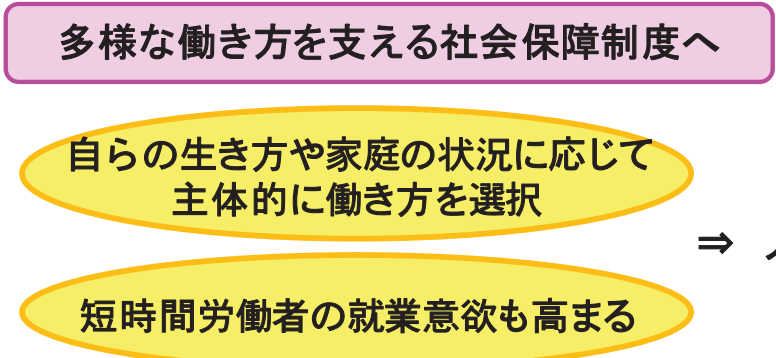
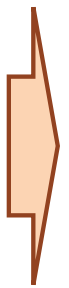
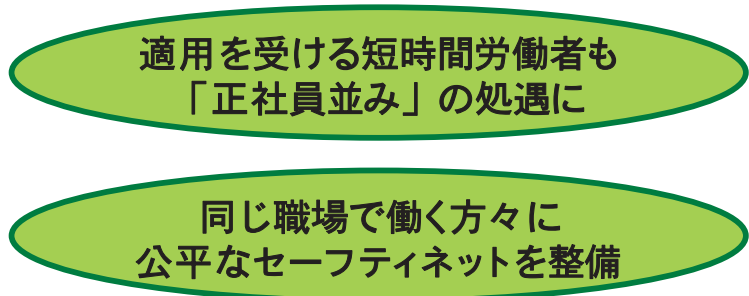
- パート労働者の老後の所得保障を確実にするためには、同じ職場で働く非正規労働者の方に、できるかぎり、所得比例型で、事業主負担も入って将来の給付が手厚くなる厚生年金や、健康保険を適用することで、社会保険の「格差」を是正し、現役世代のセーフティネットを強化していくべきではないか。  
(いま見直しを行わなければ、格差がますます拡大してしまうおそれ)



### 《少子高齢社会への対応》

- 多様な働き方を支える社会保障制度に見直すことで、特に女性の就業意欲も促進し、人口減少社会に備えることができる。

#### 適用拡大による効果



⇒ 人口減少社会にも備える

# 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会における検討経過

平成23年

9月1日、9月21日（第1回、第2回）

・短時間労働者の社会保険適用を巡る現状及び論点の整理。

9月30日（第3回）

・学識経験者（独立行政法人労働政策研究・研修機構研究所長 浅尾裕氏）からヒアリング。

10月13日、10月24日、10月27日、11月9日（第4回～第7回）

・関係団体（事業主団体及び労働組合等）からヒアリング。

日本フードサービス協会、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会など17団体。

11月19日（第8回） ヒアリング結果を踏まえ、議論。

11月30日（第9回）、12月22日（第10回） 「これまでの議論の整理（案）」について議論。

平成24年

1月26日（第11回）、2月13日（第12回） 適用拡大の要件、財政影響等について議論

## 社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会委員名簿

				東京大学大学院法学政治学研究科教授		(五十音順、敬称略) (◎は部会長、○は部会長代理)	
◎	岩遠岡小貝加久齋佐霜白杉瀬高坪中平福	村藤崎島谷藤田藤瀬山戸岡田島田	正久誠	彦夫也茂伸貴一寧樹彦子一実佳治子緒一	東京大学大学院法学政治学研究科教授	高知県高知市長	
○			弘政正博一佐慎 美秀圭未富		全国市長会国民健康保険特別対策委員長		
					全国総合生活開発研究所主幹研究員		
					全国健康保険協会理事		
					(財)流通経済研究所専務理事		
					(社)日本経済団体連合会専務理事		
					全国町村会副会長(秋田県井川町長)		
					東京大学大学院情報学環教授		
					健康保険組合連合会理事		
					東京大学大学院人文社会系研究科教授		
					日本サービス・流通労働組合連合政策局長		
					全国中小企業団体中央会理事・事務局長		
					立教大学経営学部教授		
					日本商工会議所理事・事務局長		
					日本労働組合総連合会総合男女平等局長		
					(株)アイテム人と仕事研究所所長		
					全国知事会社会文教常任委員会委員長(栃木県知事)		

### 3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

#### （2）短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

○ 4. II（6）の短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に併せ、被用者保険の適用拡大を実施する。

☆ 被用者保険の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える影響や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

### 4. 年金

#### （6）短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

○ 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。

3.（2）の被用者保険への適用拡大と併せて実施する。

☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

☆ 第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。



被用者年金一元化法案（平成19年国会提出）での  
短時間労働者への適用拡大の内容

（「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で措置）

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

※ 雇用保険の例に同じ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ  
※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準（標準報酬等級）の下限の額  
※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ  
※大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（1年以上課程）等の学生

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中  
小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定  
※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10～20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされている  
パート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生  
年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務（日本年金機構）の対応など十分な準備 15  
期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。

# 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案(平成24年3月30日提出)

## <主要項目>

- (1) 年金制度の最低保障機能の強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、受給資格期間の短縮、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。  
(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項(今国会に提出済みの国民年金法等改正法案で「別に法律で定める」と規定)を定める。(公布日から施行)
- (4) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年4月から施行)
- (5) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。  
(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (6) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)

※ (1)~(3)、(6)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を充てる。

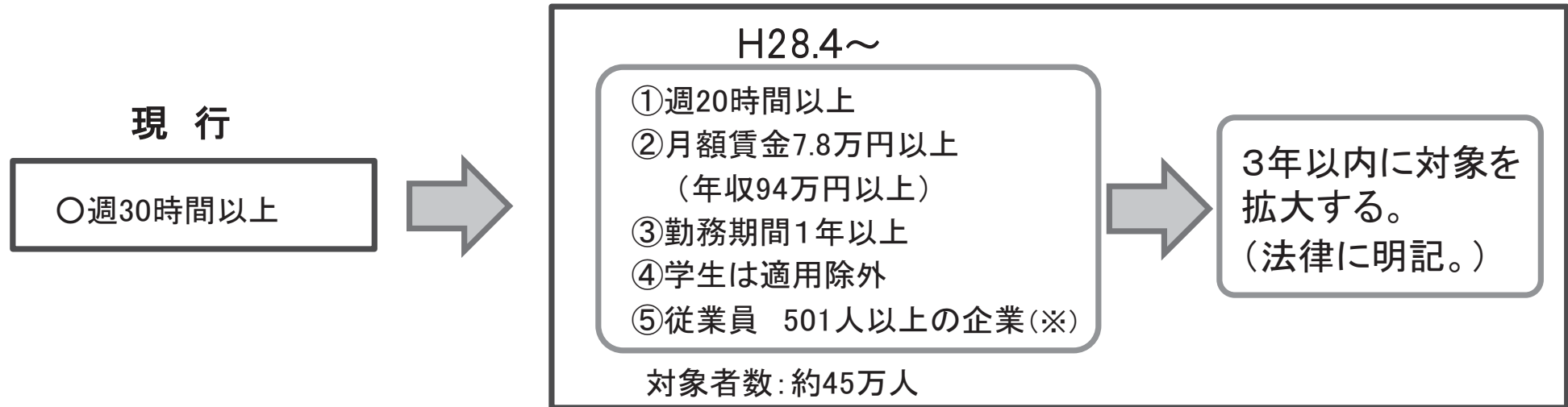
# 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

## 【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

## 《具体案》

### 短時間労働者への適用拡大



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

(参考)平成19年法案の概要(被用者年金一元化法案。自公政権時に提出し、平成21年7月21日衆議院解散により審議未了で廃案。)

① 週20時間以上、②月額9.8万円以上、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員301人以上

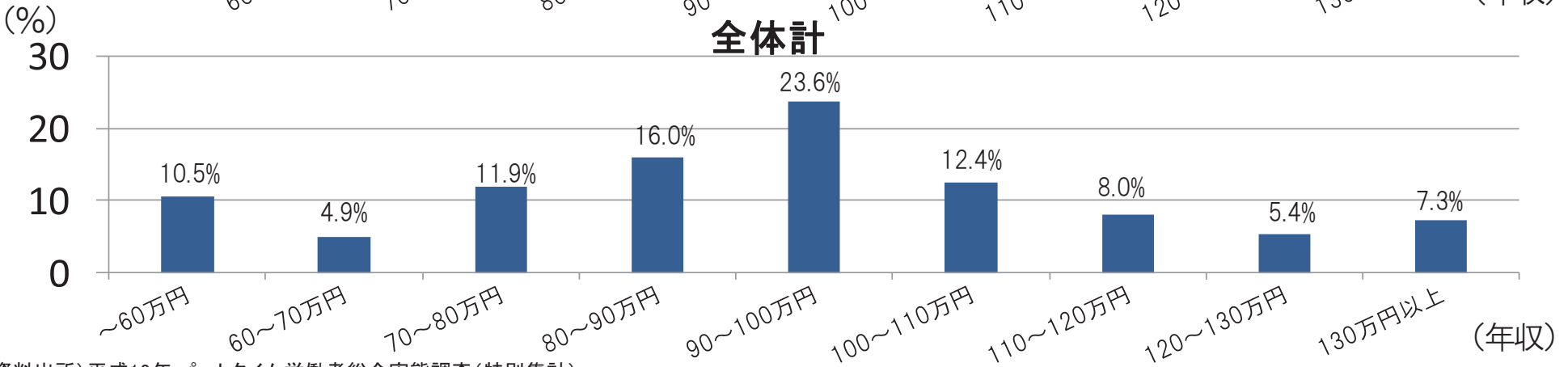
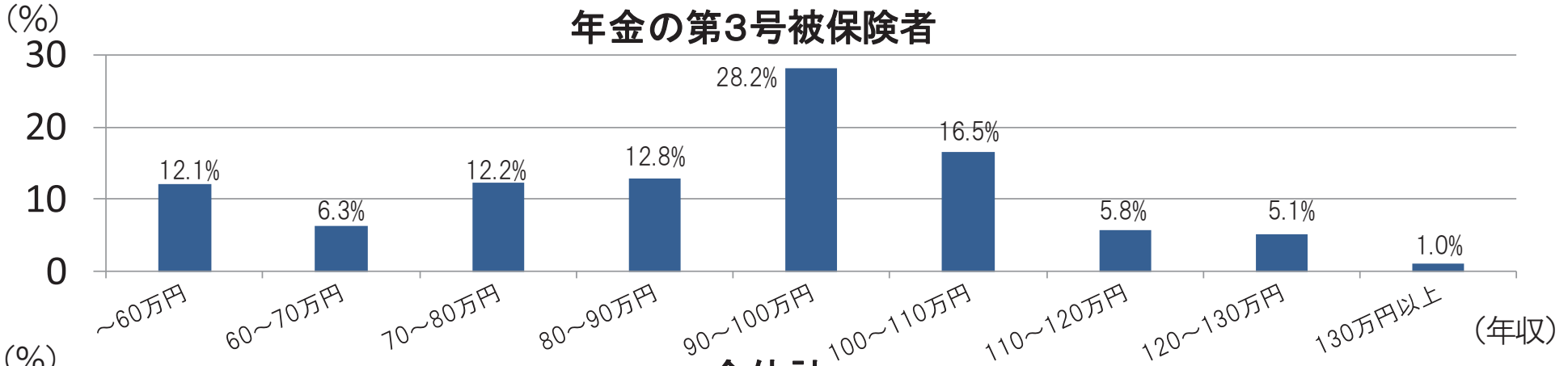
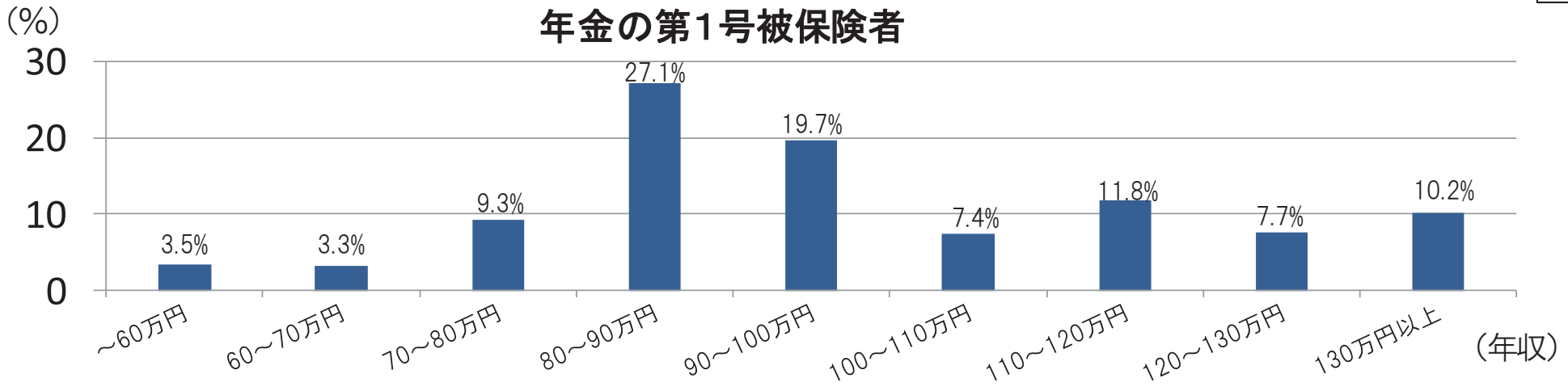
対象者数:約10~20万人

## 《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

# 年収別人数分布（週所定労働時間が20～30時間である者）

参考



（資料出所）平成18年パートタイム労働者総合実態調査（特別集計）

（注1）年収は、前年（平成17年1月～12月）にパート等として働いて得た収入。また、年収無しの方及び所得不詳の方を除いている。なお、実際の第3号被保険者の認定は、現年の収入で行っている。

（注2）全体計には第2号被保険者のほか、年金制度非加入者（主に20歳未満の者及び60歳以上の者）が含まれている。（注3）平均年収は年収分布を用いて総報酬額を推計したものである。